青少年育成県民運動推進助成事業実施要綱

　 　　　公益社団法人青少年育成広島県民会議

１　目　　的

市区町民会議が取り組む青少年育成県民運動を支援し，地域活動の推進を図るとともに市町村合併等で活動が停滞しがちな市区町民会議の活性化や青少年団体のネットワーク活性化を推進する。

２ 助成対象団体

市区町民会議（市区町民会議が結成されていない市区町にあっては，市区町民会議に準ずる団体として県民会議が認めたもの。以下｢市区町民会議等」という｡)

３　助成対象事業等

1. あいさつ・声かけ運動や家庭の日運動などの青少年育成県民運動を推進する地域活動事業で，特に，ユニークな先駆的活動やモデル（模範的活動）となる特色のある事業を優先的に助成する。
2. (1)に掲げる活動を活性化するため研修会等で県民会議が認めたものに参加する経費（旅費）

４　助成金の交付等

(1) 助成金額は２０万円を限度とし，概算払いとする。

　　　（助成基準：２０万円，１０万円，５万円）

1. 対象経費は，諸謝金，旅費，庁費（需用費（原材料費を含む），役務費，委託料，使用料及び

賃借料等）とする。ただし，需用費のうち，食糧費は助成金額の１/２以内を対象とする。

５　助成金申請等の手続き

(1) 市区町民会議等は，別記様式第１号による申請書を県民会議会長（以下「会長」という。）に提出する。

(2) 会長は，申請書の内容を審査して助成する団体を決定し，市区町民会議等に通知する。

(3) 指定された市区町民会議等は，別記様式第２号による概算払請求書を会長に提出する。

(4) 会長は，前項の請求に基づき，当該市区町民会議等に対して，助成金を交付する。

(5) 指定された市区町民会議等は，事業計画に従って適正に事業を執行するとともに，事業執行

にかかる経費の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え，その証拠書類を整理しておかなければならない。

1. 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更しようとする場合は，別記様式第３号による変

更承認申請書を提出し，会長の承認を得なければならない。

ただし，経費の配分の変更のうち，各科目において２０％以内の変更で，事業の内容の変更　　　を伴わないものについては，この限りでない。

1. 事業を中止又は廃止する場合には，その旨を速やかに会長に報告し，助成金の返還等事後処理について会長の指示に従わなければならない。

６　事業実績報告書の提出

指定された市区町民会議等は，助成事業の完了後２ヵ月以内若しくは，当該助成事業の実施年度の３月２０日までに別記様式第４号による事業実績報告書を会長に提出しなければならない。

また，精算の結果，概算払受領額が対象経費を超える場合においては，その差額剰余金を会長に返還しなければならない。

附　則

この要綱は，平成１９年５月２４日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。